

議案第 14 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 2 月 28 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画の判定の手数料及び軽微な変更に該当する旨の証明書の発行手数料の新設その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成 15 年羽曳野市条例第 23 号)第 2 条第 2 号の多機能端末機」を「多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)」に改める。

別表第 15 の 1 の項中

「

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下この表において「法」という。)第 53 条第 1 項の規定による認定の申請及び法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請(認定に係る評価手法の変更に係るものに限る。)	ア 非住宅建築物	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準(以下この表において「技術的基準」という。)に適合すると認めたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の

に対する審査			合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 50,000 平方メートル以上 のもの
	評価手 法の種 別がそ の他の もの	モデル 建物法 による もの	認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 300 平方メートル未満のも の
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 50,000 平方メートル以上 のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 300 平方メートル未満のも の

		<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</p>
イ 一 戸建て の住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	
	認定に係る評価手法がその他のもの	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの</p>
ウ 共 同住宅 等	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの

が技術的基準に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
	認定に係る評価手法がその他のもの
認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上

		10,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの

」を

「

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。)第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画(法	認定等の申請に係る建築物が非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))以下こ	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの

<p>第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第 56 条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。))が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準(以下この表において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この表において同じ。))が当</p>	<p>の表において 同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。 以下この表において 同じ。))</p>	<p>認定等に係る評価方法がその他のもの</p>	<p>モデル建物法によるもの</p>	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	
				床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	
				<p>その他のもの</p>	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの

<p>該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは法第55条第1項の変更の認定(以下この表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)に対する審査</p>			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
	認定等の申請に係る建築物が一戸建ての住宅	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	
		認定等に係る評価方法がその他のもの	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
	認定等の申請に係る建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の他の一戸建	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの

ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
	認定等に係る評価方法がその他のもの	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの

」に

改め、同表 5 の項中

「

法第 55 条第 1 項の規定による変更の認定の申請に対する審査	ア 非住宅建築物	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
	評価手法の種類がその他のもの	モデル建物法によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	
			認定の申請に係る部分の床面積の	

			合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 50,000 平方メートル以上 のもの
	その他 のもの		認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 300 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの

		<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</p>
イ 一戸建ての住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	
	認定に係る評価手法がその他のもの	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの</p>
ウ 共同住宅等	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積

	<p>の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p>
	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</p>
	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</p>
<p>認定に係る評価手法がその他のもの</p>	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</p>
	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</p>
	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</p>
	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p>
	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p>

		<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</p>
		<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</p>

」を

「

<p>法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除</p>	<p>変更の認定の申請に係る建築物が非住宅建築物</p>	<p>変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの</p>	<p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</p>
			<p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</p>
			<p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</p>
			<p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p>
			<p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p>
			<p>変更の認定の申請に係る建築物の</p>

く。)に対する 審査			部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	
	変更の 認定に 係る評 価方法 がその 他のも の	モデル 建物法 による もの		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの

		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
その他 のもの		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの

変更の 認定の 申請に 係る建 築物が 一戸建 ての住 宅	変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機 関等が技術的基準に適合すると認めたもの	
	変更の認定に係 る評価方法がそ の他のもの	変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 200 平 方メートル未満のもの 変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 200 平 方メートル以上のもの
変更の 認定の 申請に 係る建 築物が 共同住 宅等	変更の認定に係 る評価方法が登 録住宅性能評価 機関等が技術的 基準に適合する と認めたもの	変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 300 平 方メートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 300 平 方メートル以上 2,000 平方メー トル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メ ートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る部分変 更の認定の申請に係る建築物の 部分の床面積の合計が 5,000 平 方メートル以上 10,000 平方メー トル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メ ートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物

	の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
変更の認定に係る評価方法がその他のもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの

		変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
--	--	---

」に

改め、同表中 6 の項を 8 の項とし、5 の項の次に次の 2 項を加える。

6	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下この表において「規則」という。）第 46 条の 2 に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（法第 55 条第 1 項に規定する軽微な変更をいう。以下この表において同じ。）に	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	91,600 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	144,900 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	182,900 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	228,600 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上 100,000 平方メートル未満のもの	1 件	319,900 円

係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)に対する審査			する建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの		
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法がその他のもの	モデル建物法によるもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	271,200 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	353,400 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	424,200 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	497,300 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上 100,000 平方メートル未満のもの	1 件	643,400 円

		用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの		
その他 のもの		書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	600,000 円
		書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	738,500 円
		書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	872,400 円
		書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	994,900 円
		書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面	1 件	1,240,000 円

			積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの		
7	規則第 46 条の 2 に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)に対する審査	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認められたもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	46,400 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	73,100 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	92,100 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	114,900 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方	1 件	160,600 円

		メートル以上のもの		
書面の 交付を 受けよ うとす る低炭 素建築 物新築 等計画 の評価 方法が その他 のもの	モデル 建物法 による もの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	136,200 円
		書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	177,300 円
		書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	212,700 円
		書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	249,200 円
		書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	322,300 円

		その他 のもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	300,600 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	369,800 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	436,800 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	498,100 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	620,600 円

別表第 15 備考を次のように改める。

備考

- 1 この表の 1 の項において「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第 55 条第 1 項の変更の認定(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 この表の 1 の項及び 5 の項から 7 の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。)
 - (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。)
 - (3) 複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この表において同じ。)に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
- 3 この表の 1 の項及び 5 の項から 7 の項までにおいて「モデル建物法」とは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号) I の第 1 の 1-2 ただし書及び 2-1 ただし書又は第 3 の 2-1 ただし書に基づき羽曳野市が認める認定の基準により評価したものをいう。
- 4 この表の 1 の項及び 5 の項から 7 の項までにおいて、床面積の算定方法は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。
- 5 この表の 1 の項及び 5 の項から 7 の項までにおいて、申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、同項の非住宅建築物の金額の欄に定める金額に、同項の一戸建ての住宅又は同項の共同住宅等の金額の欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同項中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物

の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。

6 この表の3の項に定める金額は、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。

別表第16中7の項を11の項とし、同表6の項中

「

法第36条第1項の規定による認定の申請に対する審査	ア 非住宅建築物	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この表において「消費性能基準」という。)に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以

		上のもの
認定に係る評価手法がその他のもの	モデル 建物法 による もの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
	その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの

			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</p> <p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</p>
イ 一戸建ての住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの		
	認定に係る評価手法	仕様基準によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの

	がその 他のもの		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
		その他 のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
ウ 共同 住宅等	認定に係る評価 手法が登録住宅 性能評価機関等 が消費性能基準 に適合すると認 めたもの又は建 設住宅性能評価 書により消費性 能基準に適合す ることが確認で きるもの		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以

		上 50,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
認定に係る評価手法がその他のもの	仕様基準によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以

			上のもの
		その他 のもの	認定の申請に係る部分の床面積 の合計が 300 平方メートル未満 のもの
			認定の申請に係る部分の床面積 の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積 の合計が 2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル未満のも の
			認定の申請に係る部分の床面積 の合計が 5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル未満のも の
			認定の申請に係る部分の床面積 の合計が 10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル未満のも の
			認定の申請に係る部分の床面積 の合計が 25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル未満のも の
			認定の申請に係る部分の床面積 の合計が 50,000 平方メートル以 上のもの

」を

「

法第 36 条第 1	認定の申	認定に係る評価	認定の申請に係る部分の床面積
------------	------	---------	----------------

項の規定による認定の申請に対する審査	請をしようとする建築物が非住宅建築物	方法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの	の合計が 300 平方メートル未満のもの	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	
	認定に係る評価方法がその他のも	モデル建物法によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	
認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上				

			2,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
		その他 のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの

			の
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
認定の申請をしようとする建築物が	認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの		
一戸建ての住宅	認定に係る評価方法がその他のもの	仕様基準によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
	その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	

			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
認定の申請をしようとする建築物が共同住宅等	認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
認定に	仕様基		認定の申請に係る部分の床面積

係る評価方法がその他のもの	準によるもの	の合計が 300 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
	その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上

			2,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの

」に

改め、同項を 10 の項とし、同表 5 の項中

「

法第 31 条第 1 項の規定による変更の認定の申請に対する審査	ア 非住宅建築物	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの

		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
認定に係る評価手法がその他のもの	モデル建物法によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの

				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
		その他 のもの		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの

			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p>
			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</p>
			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</p>
イ 一戸建ての住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		
		認定に係る評価手法がその他のもの	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの</p>
			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの</p>
ウ 共同住宅等	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</p>
			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</p>
			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</p>

		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
	認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの

		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの

」を

「

法第 31 条第 1 項の規定による変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認	変更の認定の申請に係る建築物が非住宅建築物	変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			変更の認定の申請に係る建築物

定等に係る 評価方法と 同一でない 場合又は認 定等に係る 建築物の部 分の床面積 の合計の増 加を含む場 合に係るも のを除く。) に対する審 査		の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メ ートル未満のもの	
		変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メ ートル未満のもの	
		変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	
	変更の 認定に 係る評 価方法 がその 他のも の	モデル 建物法 による もの	変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 300 平 方メートル未満のもの
			変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 300 平 方メートル以上 2,000 平方メー トル未満のもの
			変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メ ートル未満のもの
			変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メ ートル未満のもの
			変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メ ートル未満のもの
			変更の認定の申請に係る建築物 の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メ ートル未満のもの

			<p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</p>
			<p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</p>
	その他 のもの	<p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</p>	<p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</p>
			<p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</p>
			<p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p>
			<p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p>
			<p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メ</p>

		ートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
変更の認定の申請に係る建築物が一戸建ての住宅	変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	
	変更の認定に係る評価方法がその他のもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
変更の認定の申請に係る建築物が共同住宅等	変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000

	平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
変更の認定に係る評価方法がその他のもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
	変更の認定の申請に係る建築物

			の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの

」に

改め、同項を 7 の項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

8	規則第 29 条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（法第 31 条第 1 項に規定する軽微な変更をいう。以下この表において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と認められたもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	91,600 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	144,900 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	182,900 円
			書面の交付を受けよ	1 件	228,600 円

性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)に対する審査			うとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの		
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	319,900 円
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法がその他のもの	モデル建物法によるもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	269,000 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	351,100 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合	1 件	421,900 円

	計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの		
	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	495,000 円
	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	641,100 円
その他 のもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	597,700 円
	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	736,200 円

			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	870,100 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	992,600 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	1,237,700 円
9	規則第 29 条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	46,400 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供す	1 件	73,100 円

能向上計画 の評価方法 が直近の認 定建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画の認定 等に係る評 価方法と同 一である場 合に限る。)	に対する審 査		る部分の床面積の合 計が 5,000 平方メー ル以上 10,000 平方メ ートル未満のもの		
			書面の交付を受けよ うとする建築物の住 宅以外の用途に供す る部分の床面積の合 計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方 メートル未満のもの	1 件	92,100 円
			書面の交付を受けよ うとする建築物の住 宅以外の用途に供す る部分の床面積の合 計が 25,000 平方メー トル以上 50,000 平方 メートル未満のもの	1 件	114,900 円
			書面の交付を受けよ うとする建築物の住 宅以外の用途に供す る部分の床面積の合 計が 50,000 平方メー トル以上のもの	1 件	160,600 円
		書面の 交付を 受けよ うとす る建築	モデル 建物法 による もの	書面の交付を受けよ うとする建築物の住 宅以外の用途に供す る部分の床面積の合 計が 5,000 平方メー	1 件

物エネ ルギー 消費性 能向上 計画の 評価方 法がそ の他の もの	ル未満のもの		
	書面の交付を受けよ うとする建築物の住 宅以外の用途に供す る部分の床面積の合 計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メ ートル未満のもの	1 件	176,200 円
	書面の交付を受けよ うとする建築物の住 宅以外の用途に供す る部分の床面積の合 計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方 メートル未満のもの	1 件	211,600 円
	書面の交付を受けよ うとする建築物の住 宅以外の用途に供す る部分の床面積の合 計が 25,000 平方メー トル以上 50,000 平方 メートル未満のもの	1 件	248,100 円
	書面の交付を受けよ うとする建築物の住 宅以外の用途に供す る部分の床面積の合 計が 50,000 平方メー トル以上のもの	1 件	321,100 円
その他	書面の交付を受けよ	1 件	299,500 円

		のもの	うとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの		
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	368,700 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	435,700 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	496,900 円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供す	1 件	619,500 円

				る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの		
--	--	--	--	--------------------------------	--	--

別表第 16 中 4 の項を 6 の項とし、3 の項を 5 の項とし、2 の項を 4 の項とし、同表 1 の項中

「

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この表において「法」という。）第 29 条第 1 項の規定による認定の申請及び法第 31 条第 1 項の変更の認定の申請（認定に係る評価手法の変更に係るものに限る。）に対する審査	ア 非住宅建築物	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準（以下この表において「性能向上基準」という。）に適合すると認めたもの			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
				認定に係る評価	モデル建物法

価手法 がその 他のも の	による もの	の 認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 50,000 平方メートル以上
		認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 50,000 平方メートル以上
	その他 のもの	認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 300 平方メートル未満のも の
		認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の 合計が 5,000 平方メートル以上

		10,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
イ 一戸建ての住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	
	認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
ウ 共同住宅等	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上

		10,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
	認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		認定の申請に係る部分の床面積の

			合計が 50,000 平方メートル以上のもの
--	--	--	------------------------

」を

「

<p>法第 29 条第 1 項の規定による認定の申請又は法第 31 条第 1 項の変更の認定の申請（変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（法第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）の評価方法（建築物エ</p>	<p>認定等の申請に係る建築物が非住宅建築物（住宅（人の居住の用にのみ提供する建築物（共用部分を含む。）以下この表において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの</p>		床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
				床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
				床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
				床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
				床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
				床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
				床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
		<p>認定等に係る評価方法がその他のもの</p>	<p>モデル建物法によるもの</p>	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
				床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
				床面積の合計が 2,000 平方メートル

<p>エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）が法第30条第1項各号に掲げる基準（以下この表において「性能向上基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から第</p>		ル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
	<p>その他のもの</p>	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未		

9 項までにおいて同じ。)が当該			満のもの
			床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの
建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第 29 条第 1 項の認定	認定等の申請に係る建築物が一戸建ての住宅	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	
		認定等に係る評価方法がその他のもの	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
若しくは法第 31 条第 1 項の変更の認定(以下この表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)に対する審査	認定等の申請に係る建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの

		認定等に係る評価方法がその他のもの	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
			床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの

」に

改め、同項を 3 の項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表において「法」という。)第 12 条第 1 項若しくは第 13 条第 2 項	判定等に係る建築物の評価方法がモデル建物法によるもの	床面積の合計が 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	166,200 円
			床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	269,000 円
			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	351,100 円

<p>の建築物エネルギー消費性能適合性判定(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この表において「判定」という。)又は第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この表において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において</p>		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	421,900 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	495,000 円
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	641,100 円
	<p>判定等に係る建築物の評価方法がその他のもの</p>	床面積の合計が 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	418,900 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	597,700 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	736,200 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	870,100 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	992,600 円
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	1,237,700 円

同じ。)に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この表において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項及び次項において同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第12条第1項若しくは第13条第2項の判定若しくは変更の判定(以下この表において「判定等」という。)に係る建築物の評価方

	法と同一でない 場合又は判定等 に係る建築物の 部分の床面積の 合計の増加を含 む場合に係るも のに限る。)に対 する審査				
2	変更の判定(変 更の判定を受け ようとする建築 物エネルギー消 費性能確保計画 に係る建築物の 評価方法が当該 建築物エネルギー 消費性能確保 計画の直近の判 定等に係る建築 物の評価方法と 同一でない場合 又は判定等に係 る建築物の部分 の床面積の合計 の増加を含む場 合に係るものを 除く。)又は建築 物のエネルギー 消費性能の向上	変更の判定 に係る建築 物又は書面 の交付を受 けようとし る建築物の 評価方法が	変更の判定に係る建築物 の部分又は書面の交付を 受けようとする建築物の 住宅以外の用途に供する 部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満 のもの	1 件	135,100 円
モデル建物 法によるも の		変更の判定に係る建築物 の部分又は書面の交付を 受けようとする建築物の 住宅以外の用途に供する 部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のもの	1 件	176,200 円	
		変更の判定に係る建築物 の部分又は書面の交付を 受けようとする建築物の 住宅以外の用途に供する 部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上	1 件	211,600 円	

<p>に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下この表において「規則」という。)第 11 条に規定する書面の交付に対する審査</p>	25,000 平方メートル未満のもの		
	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	248,100 円
	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	321,100 円
	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がその他のもの	1 件	299,500 円
	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する	1 件	368,700 円

		部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のもの		
		変更の判定に係る建築物 の部分又は書面の交付を 受けようとする建築物の 住宅以外の用途に供する 部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 のもの	1 件	435,700 円
		変更の判定に係る建築物 の部分又は書面の交付を 受けようとする建築物の 住宅以外の用途に供する 部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満 のもの	1 件	496,900 円
		変更の判定に係る建築物 の部分又は書面の交付を 受けようとする建築物の 住宅以外の用途に供する 部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上 のもの	1 件	619,500 円

別表第 16 備考を次のように改める。

備考

- この表の 1 の項において「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の

床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

- 2 この表の 1 の項、2 の項及び 10 の項において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下この表において「省令」という。）第 1 条第 1 号ロの基準に適合することを確認することをいう。
- 3 この表の 1 の項から 3 の項まで及び 7 の項から 10 の項までにおいて、床面積の算定方法は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。
- 4 この表の 3 の項において「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第 31 条第 1 項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 5 この表の 3 の項及び 7 の項から 10 の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。）
 - (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。）
 - (3) 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この表において同じ。）に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
- 6 この表の 3 の項及び 7 の項から 9 の項までにおいて「モデル建物法」とは、省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。

7 この表の 3 の項及び 7 の項から 10 の項までにおいて、申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、同項の非住宅建築物の金額の欄に定める金額に、同項の一戸建ての住宅又は同項の共同住宅等の金額の欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同項中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。

8 この表の 5 の項に定める金額は、認定の申請ごとに 3,300 円を加えた額とする。

9 この表の 10 の項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 法第 12 条第 6 項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証（以下この表において「検査済証」という。）

イ 規則第 25 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 43 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

(2) 「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書をいう。

(3) 「仕様基準」とは、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の羽曳野市手数料条例（以下「旧条例」という。）別

表第 15 備考 2(1)又は別表第 16 備考 1(3)に規定する登録住宅性能評価機関等が旧条例別表第 15 の 1 の項に規定する技術的基準又は別表第 16 の 1 の項に規定する性能向上基準若しくは 6 の項に規定する消費性能基準に適合すると認めた都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画若しくは建築物は、それぞれ改正後の羽曳野市手数料条例(以下「新条例」という。)別表第 15 備考 2 又は別表第 16 備考 5 に規定する登録住宅性能評価機関等が新条例別表第 15 の 1 の項に規定する技術的基準又は別表第 16 の 3 の項に規定する性能向上基準若しくは 1 の項に規定する消費性能基準に適合すると認めたものとみなして、新条例別表第 15 の 1 の項若しくは 5 の項又は別表第 16 の 3 の項、7 の項若しくは 10 の項を適用する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新						旧						
別表第1(第2条関係) 戸籍法関係						別表第1(第2条関係) 戸籍法関係						
項	事務			単位	金額	項	事務			単位	金額	
1	戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付			1通	450円 (多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)で交付をするものにあつては400円)	1	戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付			1通	450円 (羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成15年羽曳野市条例第23号)第2条第2号の多機能端末機で交付をするものにあつては400円)	
2~7	省略					2~7	省略					
別表第2~別表第14 省略						別表第2~別表第14 省略						
別表第15(第2条関係) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係						別表第15(第2条関係) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係						
項	事務			単位	金額	項	事務			単位	金額	
1	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「法」	認定等の申請に係る建築物(住宅)	認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「法」	ア 非住宅建築物	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この表において「技術的基準」という。)に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円
		住宅建築物(人の居住の用に供する建築物)		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	30,700円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	30,700円	

<p>と <u>い</u> (共用部 う。)第 53 条第 1 項の 規定に よる認 定の申 請又は 法第 55 条第 1 項の 変更の 認定の 申請(変 更の認 定の申 請(変更 の認定 の申請 をしよ うとす る低炭 素建築 物新築 等計画 (法第 53 条第 1 項に 規定す る低炭 素建築 物新築 等計画 をいう。 以下こ の表に</p>	<p>(共用部 分を含む。)以 下この 表にお いて同 じ。)以 外の用 途のみ に供す る建築 物をい う。以下 この表 におい て同 じ。)</p>	<p>床面積の合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル 未満のもの</p>	1 件	91,600 円	<p>と <u>い</u> (共用部 う。)第 53 条第 1 項の 規定に よる認 定の申 請及び 法第 55 条第 1 項の 変更の 認定の 申請(認 定に係 る評価 手法の 変更に係 るもの に限 る。)に 対する 審査</p>			<p>認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方 メートル未満 のもの</p>	1 件	91,600 円
		<p>床面積の合計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー トル未満の もの</p>	1 件	144,900 円				<p>認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メートル 未満のもの</p>	1 件	144,900 円
		<p>床面積の合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満の もの</p>	1 件	182,900 円				<p>認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満の もの</p>	1 件	182,900 円
		<p>床面積の合計が 25,000 平方メー トル以上 50,000 平方メー トル未満の もの</p>	1 件	228,600 円				<p>認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が 25,000 平方メー トル以上 50,000 平方メー トル未満の もの</p>	1 件	228,600 円
		<p>床面積の合計が 50,000 平方メー トル以上の</p>	1 件	319,900 円				<p>認定の申請に係 る部分の床面積 の合計が</p>	1 件	319,900 円

<p>において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この表において</p>	<p>認定等に係る評価方法がその他のもの</p>	<p>モデル建物法によるもの</p>	<p>もの</p>						50,000 平方メートル以上のもの		
			<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件	101,500円	評価手法の種類がその他のもの	モデル建物法によるもの	<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件	101,500円	
			<p>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	1件	168,500円			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	1件	168,500円	
			<p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	1件	271,200円			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	1件	271,200円	
			<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	1件	353,400円			<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	1件	353,400円	
			<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メ</p>	1件	424,200円				<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メ</p>	1件	424,200円

「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この表において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは法第55条第1項の変更の認定(以下この表において「認定等」と			<u>一ト未満のもの</u>							<u>一ト以上</u> <u>25,000平方メ</u> <u>ートル未満の</u> <u>もの</u>		
			<u>床面積の合計が</u> <u>25,000平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>50,000平方メ</u> <u>ートル未満の</u> <u>もの</u>	1件	497,300円					<u>認定の申請に係</u> <u>る部分の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>25,000平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>50,000平方メ</u> <u>ートル未満の</u> <u>もの</u>	1件	497,300円
			<u>床面積の合計が</u> <u>50,000平方メ</u> <u>ートル以上の</u> <u>もの</u>	1件	643,400円					<u>認定の申請に係</u> <u>る部分の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>50,000平方メ</u> <u>ートル以上の</u> <u>もの</u>	1件	643,400円
		<u>その他</u> <u>のもの</u>	<u>床面積の合計が</u> <u>300平方メー</u> <u>トル未満のもの</u>	1件	261,300円					<u>認定の申請に係</u> <u>る部分の床面積</u> <u>の合計が300平</u> <u>方メートル未</u> <u>満のもの</u>	1件	261,300円
			<u>床面積の合計が</u> <u>300平方メー</u> <u>トル以上2,000平</u> <u>方メートル未</u> <u>満のもの</u>	1件	421,200円					<u>認定の申請に係</u> <u>る部分の床面積</u> <u>の合計が300平</u> <u>方メートル以</u> <u>上2,000平方メ</u> <u>ートル未満の</u> <u>もの</u>	1件	421,200円
		<u>床面積の合計が</u> <u>2,000平方メ</u> <u>ートル以上5,000</u>	1件	600,000円					<u>認定の申請に係</u> <u>る部分の床面積</u> <u>の合計が2,000</u>	1件	600,000円	

いう。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)に対する審査				<u>平方メートル未満のもの</u>							<u>平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>		
				<u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	1件	738,500円					<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	1件	738,500円
				<u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	1件	872,400円					<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	1件	872,400円
				<u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	1件	994,900円					<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	1件	994,900円
				<u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1件	1,240,000円					<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1件	1,240,000円

	認定等の申請に係る建築物が一戸建ての住宅	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	1件	5,600円		イ 一戸建ての住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	1件	5,600円		
		認定等に係る評価方法がその他のもの	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件			41,400円	認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	41,400円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件			46,000円	認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件	46,000円
	認定等の申請に係る建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件		11,000円	ウ 共同住宅等	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件		23,200円		認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	23,200円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件		51,400円		認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	51,400円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件		91,800円		認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件	91,800円

			<u>5,000 平方メートル以上</u>						<u>る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>		
			<u>10,000 平方メートル未満のもの</u>						<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が</u>	1 件	147,700 円
			<u>床面積の合計が 10,000 平方メートル以上</u>	1 件	147,700 円				<u>10,000 平方メートル以上</u>		
			<u>25,000 平方メートル未満のもの</u>						<u>25,000 平方メートル未満のもの</u>		
			<u>床面積の合計が 25,000 平方メートル以上</u>	1 件	223,500 円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が</u>	1 件	223,500 円
			<u>50,000 平方メートル未満のもの</u>						<u>25,000 平方メートル以上</u>		
			<u>床面積の合計が 50,000 平方メートル以上</u>	1 件	339,400 円				<u>50,000 平方メートル未満のもの</u>		
			<u>床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</u>						<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が</u>	1 件	339,400 円
			<u>300 平方メートル未満のもの</u>						<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>		
		<u>認定等に係る評価方法がその他のもの</u>	<u>床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</u>	1 件	81,000 円			<u>認定に係る評価手法がその他のもの</u>	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</u>	1 件	81,000 円

			<u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	1件	133,500円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	1件	133,500円
			<u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	1件	225,600円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	1件	225,600円
			<u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	1件	322,400円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	1件	322,400円
			<u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	1件	632,400円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	1件	632,400円
			<u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メ</u>	1件	1,116,900円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メ</u>	1件	1,116,900円

計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に除く。)に対する審査			の								
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	73,100 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	73,100 円
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	92,100 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	92,100 円
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	114,900 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	114,900 円
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	160,600 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	160,600 円
変更の認定に	モデル建物法	変更の認定の申請に係る建築物	1 件	51,400 円			評価手法の種類	モデル建物法	認定の申請に係る部分の床面積	1 件	51,400 円

			<u>係る評価方法がその他のもの</u>	<u>によるもの</u>	<u>の部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</u>			<u>別がその他のもの</u>	<u>によるもの</u>	<u>の合計が 300 平方メートル未満のもの</u>		
					<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	84,900 円			<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	84,900 円
					<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	136,200 円			<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	136,200 円
					<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	177,300 円			<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	177,300 円
					<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方</u>	1 件	212,700 円			<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メ</u>	1 件	212,700 円

				<u>メートル未満のもの</u>						<u>メートル未満のもの</u>			
				<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	249,200 円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	249,200 円	
				<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</u>	1 件	322,300 円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</u>	1 件	322,300 円	
			<u>その他のもの</u>	<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</u>	1 件	131,300 円				<u>その他のもの</u>	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</u>	1 件	131,300 円
				<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	211,200 円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	211,200 円	
				<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 2,000</u>	1 件	300,600 円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル</u>	1 件	300,600 円	

				平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの						以上 5,000 平方メートル未満のもの		
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	369,800 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	369,800 円
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	436,800 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	436,800 円
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	498,100 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	498,100 円
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上	1 件	620,600 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の	1 件	620,600 円

		上のもの						もの			
	変更の認定の申請に係る建築物が一戸建ての住宅	変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	1件	3,400円	イ 一戸建ての住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	1件	3,400円	
			変更の認定に係る評価方法がその他のもの	1件	21,300円			認定に係る評価手法がその他のもの	1件	21,300円	
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	23,600円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	23,600円	
	変更の認定の申請に係る建築物が共同住宅等	変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	6,100円		ウ 共同住宅等	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	6,100円
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	12,200円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	12,200円
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が2,000	1件	26,300円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル	1件	26,300円

				平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの					以上 5,000 平方メートル未満のもの		
				変更の認定の申請に係る部分変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	46,600 円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	46,600 円
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	74,600 円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	74,600 円
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	112,900 円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	112,900 円
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積	1 件	171,300 円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が	1 件	171,300 円

			<u>の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</u>					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>			
		<u>変更の認定に係る評価方法がその他のもの</u>	<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</u>	1 件	41,100 円			<u>認定に係る評価手法がその他のもの</u>	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</u>	1 件	41,100 円
			<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	67,400 円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	67,400 円
			<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	113,500 円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	113,500 円
			<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	161,900 円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	161,900 円
			<u>変更の認定の申</u>	1 件	317,000 円				<u>認定の申請に係</u>	1 件	317,000 円

			請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの						る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの		
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	559,600 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	559,600 円
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	1,027,100 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	1,027,100 円
6	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下この表において「規則」という。)第 46 条の 2 に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	91,600 円						
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する	1 件	144,900 円						

<p>55 条第 1 項に規定する軽微な変更をいう。以下この表において同じ。)に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)に対する審査</p>	<p>部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p>			
	<p>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p>	1 件	182,900 円	
	<p>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</p>	1 件	228,600 円	
	<p>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以</p>	1 件	319,900 円	

			上のもの			
	<u>書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法がその他のもの</u>	<u>モデル建物法によるもの</u>	<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	271,200 円	
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	353,400 円	
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	424,200 円	
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する</u>	1 件	497,300 円	

			<u>部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>		
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</u>	1 件	643,400 円
		<u>その他のもの</u>	<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	600,000 円
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	738,500 円
			<u>書面の交付を受</u>	1 件	872,400 円

			<u>けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>			
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	994,900 円	
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</u>	1 件	1,240,000 円	
7	<u>規則第 46 条の 2 に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新</u>	<u>書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が登録住宅性能評価機関等が</u>	<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平</u>	1 件	46,400 円	

<u>築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)に対する審査</u>	<u>軽微な変更に該当すると認められたもの</u>	<u>方メートル未満のもの</u>		
		<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	73,100 円
		<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	92,100 円
		<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	114,900 円

			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	160,600 円	
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法がその他のもの	モデル建物法によるもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	136,200 円	
書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの			1 件	177,300 円		
書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以			1 件	212,700 円		

			上 25,000 平方 メートル未満の もの			
			書面の交付を受 けようとする建 築物の住宅以外 の用途に供する 部分の床面積の 合計が 25,000 平方メートル以 上 50,000 平方 メートル未満の もの	1 件	249,200 円	
			書面の交付を受 けようとする建 築物の住宅以外 の用途に供する 部分の床面積の 合計が 50,000 平方メートル以 上のもの	1 件	322,300 円	
		その他 のもの	書面の交付を受 けようとする建 築物の住宅以外 の用途に供する 部分の床面積の 合計が 5,000 平 方メートル未満 のもの	1 件	300,600 円	
			書面の交付を受 けようとする建 築物の住宅以外 の用途に供する	1 件	369,800 円	

			<u>部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>		
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	436,800 円
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	498,100 円
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以</u>	1 件	620,600 円

				上のもの		
8	省略					

備考

- 1 この表の1の項において「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 この表の1の項及び5の項から7の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。)
 - (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。)
 - (3) 複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この表において同じ。)に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
- 3 この表の1の項及び5の項から7の項までにおいて「モデル建物法」とは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)Iの第1の1-2ただし書及び2-1ただし書又は第3の2-1ただし書に基づき羽曳野市が認める認定の基準により評価したものをいう。
- 4 この表の1の項及び5の項から7の項までにおいて、床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。
- 5 この表の1の項及び5の項から7の項までにおいて、申請をしようとする

6	省略					

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 非住宅建築物 人の居住の用のみに供する建築物(共用部を含む)(以下この表において「住宅」という。)以外の用途のみに供する建築物をいう。
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表の1の項(同表の5の項において同じ。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 登録住宅性能評価機関等 それぞれ次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - ア 非住宅建築物又は住宅の部分及び非住宅建築物の部分をも有する建築物(以下この表において「複合建築物」という。)に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に限る。)(又は登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。))
 - イ 住宅又は複合建築物の住宅の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関
 - (2) モデル建物法によるもの 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)Iの第1の1-2ただし書き及び2-1ただし書き又は第3の2-1ただし書きに基づき羽曳野市が認める認定の基準により評価したものをいう。
- 3 この表の1の項(同表の5の項において同じ。)において、床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

る建築物が複合建築物の場合の手数料は、同項の非住宅建築物の金額の欄に定める金額に、同項の一戸建ての住宅又は同項の共同住宅等の金額の欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同項中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一户建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一户建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。

6 この表の3の項に定める金額は、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。

4 この表の1の項(同表の5の項において同じ。)において、申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、同表のア 非住宅建築物の金額の欄に定める金額に、同表イ 一户建ての住宅又は同表ウ 共同住宅等の金額の欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一户建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一户建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。

5 この表の3の項に定める金額は、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。

6 この表の5の項において、直前の認定と認定に係る評価手法が同一の場合の変更の金額であり、認定に係る評価手法の変更に係る場合は表の1の項に定める金額とする。

別表第16(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

項	事務		単位	金額	
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表において「法」という。)第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この表において「判定」という。)又は第12条第2項若しくはは	判定等に係る建築物の評価方法がモデル建物法によるもの	床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの	1件	166,200円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	269,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	351,100円
			床面積の合計	1件	421,900円

別表第16(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

項	事務	単位	金額

<p>第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この表において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において同じ。))に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この表において「消費性能基準」という。))に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項及び次項において同じ。))が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第12条</p>	<p>判定等に係る建築物の評価方法がその他のもの</p>	<p>が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>			
		<p>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p>	1件	495,000円	
		<p>床面積の合計が50,000平方メートル以上</p>	1件	641,100円	
		<p>床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの</p>	1件	418,900円	
		<p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	1件	597,700円	
		<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	1件	736,200円	
		<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上</p>	1件	870,100円	

	第1項若しくは第13条第2項の判定若しくは変更の判定(以下この表において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)に対する審査		25,000平方メートル未満のもの			
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	992,600円	
			床面積の合計が50,000平方メートル以上	1件	1,237,700円	
2	変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がモデル建物法によるもの	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの	1件	135,100円	
			変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床	1件	176,200円	

<p>成28年国土交通省令第5号。以下この表において「規則」という。)第11条に規定する書面の交付に対する審査</p>	<p>面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>		
	<p>変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	1件	211,600円
	<p>変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p>	1件	248,100円

		<u>変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1件	321,100円	
	<u>変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がその他のもの</u>	<u>変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	1件	299,500円	
		<u>変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床</u>	1件	368,700円	

			面積の合計が 5,000 平方メ ートル以上 10,000 平方メ ートル未満の もの		
			変更の判定に 係る建築物の 部分又は書面 の交付を受け ようとする建 築物の住宅以 外の用途に供 する部分の床 面積の合計が 10,000 平方メ ートル以上 25,000 平方メ ートル未満の もの	1 件	435,700 円
			変更の判定に 係る建築物の 部分又は書面 の交付を受け ようとする建 築物の住宅以 外の用途に供 する部分の床 面積の合計が 25,000 平方メ ートル以上 50,000 平方メ ートル未満の もの	1 件	496,900 円

				変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	619,500円							
3	法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法第29条第1項に規定する建築物エネルギー	認定等の申請に係る建築物が非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))以下この表において同じ。)以外の用途に供す	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円	1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。)	ア 非住宅建築物	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が法第30条第1項各号に掲げる基準(以下この表において「性能向上基準」という。)に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	30,700円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	30,700円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	91,600円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	91,600円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件	144,900円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が	1件	144,900円

<p>において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から第9項までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第29条第1項の認定若しくは法第31条第1項の変更の認定(以下この表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない</p>				<p>メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>							<p>面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>		
				<p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	1件	269,000円					<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	1件	269,000円
				<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	1件	351,100円					<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	1件	351,100円
				<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	1件	421,900円					<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	1件	421,900円
				<p>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p>	1件	495,000円					<p>認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メ</p>	1件	495,000円

<u>場合又は認定等に 係る建築物の部分 の床面積の合計の 増加を含む場合に 係るものに限る。） に対する 審査</u>				<u>床面積の合計 が50,000平方 メートル以上 のもの</u>	1件	641,100円					<u>一メートル未満の もの</u>		
											<u>認定の申請に 係る部分の床 面積の合計が 50,000平方メ ートル以上の もの</u>	1件	641,100円
			<u>その他 のもの</u>		<u>床面積の合計 が300平方メ ートル未満の もの</u>	1件	259,000円				<u>認定の申請に 係る部分の床 面積の合計が 300平方メート ル未満のもの</u>	1件	259,000円
					<u>床面積の合計 が300平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの</u>	1件	418,900円				<u>認定の申請に 係る部分の床 面積の合計が 300平方メート ル以上 2,000 平方メートル 未満のもの</u>	1件	418,900円
					<u>床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの</u>	1件	597,700円				<u>認定の申請に 係る部分の床 面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5,000 平方メートル 未満のもの</u>	1件	597,700円
				<u>床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの</u>	1件	736,200円				<u>認定の申請に 係る部分の床 面積の合計が 5,000平方メ ートル以上 10,000平方メ ートル未満の</u>	1件	736,200円	

			<u>一トール以上のもの</u>					<u>面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>		
	認定等の申請に係る建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円	ウ 共同住宅等	認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			1件	23,200円	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			1件	23,200円	
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			1件	51,400円	認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			1件	51,400円	
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの			1件	91,800円	認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの			1件	91,800円	

			<u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	1件	147,700円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	1件	147,700円
			<u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	1件	223,500円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	1件	223,500円
			<u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1件	339,400円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1件	339,400円
		<u>認定等に係る評価方法がその他のもの</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件	78,700円			<u>認定に係る評価方法がその他のもの</u>	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件	78,700円
			<u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	1件	131,200円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メ</u>	1件	131,200円

				<u>床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	223,400 円			<u>1メートル未満のもの</u>		
				<u>床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	223,400 円			<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	223,400 円
				<u>床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	320,100 円			<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	320,100 円
				<u>床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	630,100 円			<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	630,100 円
				<u>床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	1,114,700 円			<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	1 件	1,114,700 円

				<u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1件	2,048,600円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1件	2,048,600円	
<u>4</u>	省略							<u>2</u>	省略				
<u>5</u>	省略							<u>3</u>	省略				
<u>6</u>	省略							<u>4</u>	省略				
<u>7</u>	<u>法第31条第1項の規定による変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合</u>	<u>変更の認定の申請に係る建築物</u>	<u>変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの</u>	<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件	6,100円	<u>5</u>	<u>法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査</u>	<u>ア 非住宅建築物</u>	<u>認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの</u>	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件	6,100円
				<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	1件	16,000円					<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	1件	16,000円
				<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	1件	46,400円					<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	1件	46,400円

又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)に対する審査			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	73,100円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	73,100円
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	92,100円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	92,100円
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	114,900円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	114,900円
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	160,600円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	160,600円

			変更の認定に係る評価方法がその他のもの	モデル建物の法によるもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	50,200円				認定に係る評価手法がその他のもの	モデル建物の法によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	50,200円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	83,700円						認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	83,700円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	135,100円						認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	135,100円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	176,200円						認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	176,200円

				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	211,600円						認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	211,600円
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	248,100円						認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	248,100円
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	321,100円						認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	321,100円
			その他	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	130,100円					その他	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	130,100円
				変更の認定の申請に係る建	1件	210,000円						認定の申請に係る部分の床	1件	210,000円

					建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの						面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	299,500円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	299,500円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	368,700円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	368,700円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	435,700円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	435,700円

			<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	1件	496,900円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	1件	496,900円
			<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1件	619,500円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1件	619,500円
	変更の認定の申請に係る建築物が	変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		1件	3,400円	イ	戸建ての住宅	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	1件	3,400円	
	の一戸建ての住宅	変更の認定に係る評価方法がその他のもの	<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	1件	20,200円			<u>認定に係る評価手法がその他のもの</u>	<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	1件	20,200円
			<u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	1件	22,500円				<u>認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	1件	22,500円
	変更の	変更の認定に係る	変更の認定の	1件	6,100円	ウ	共	認定に係る評価	認定の申請に	1件	6,100円

	認定の申請に係る建築物が共同住宅等	る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			同住宅等	手法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	12,200円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	12,200円
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	26,300円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	26,300円
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	46,800円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	46,800円
			変更の認定の	1件	74,600円			認定の申請に	1件	74,600円

			申請に係る建築物の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの					係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	112,900円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	112,900円
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	171,300円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	171,300円
		変更の認定に係る評価方法がその他のもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	40,000円		認定に係る評価手法がその他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	40,000円
			変更の認定の申請に係る建築物の部分の	1件	66,200円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が	1件	66,200円

				床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの					300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの		
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	112,300 円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件	112,300 円
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	160,800 円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1 件	160,800 円
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	315,800 円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1 件	315,800 円
				変更の認定の	1 件	558,400 円			認定の申請に	1 件	558,400 円

				申請に係る建築物の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの						係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のも	1件	1,025,900円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	1,025,900円
8	規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第31条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この表において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)に対する審査	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と認められたもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの	1件	91,600円							
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	144,900円							

			<u>のもの</u>			
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	1件	<u>182,900円</u>	
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	1件	<u>228,600円</u>	
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1件	<u>319,900円</u>	
	<u>書面の交付を</u>	<u>モデル建物法</u>	<u>書面の交付を受けようとする</u>	1件	<u>269,000円</u>	

		受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法がその他のもの	によるもの	る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの		
				書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	351,100円
				書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	421,900円
				書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分	1件	495,000円

			の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	641,100円
		その他	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの	1件	597,700円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	736,200円

			<u>のもの</u> 書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	870,100円	
			<u>のもの</u> 書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	992,600円	
			<u>のもの</u> 書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	1,237,700円	
9	規則第29条に規定する書面の交付	書面の交付を受けようとする建	書面の交付を受けようとする	1件	46,400円	

<p>(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの</p>	<p>る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの</p>			
		<p>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p>	1 件	73,100 円	
		<p>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p>	1 件	92,100 円	
		<p>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分</p>	1 件	114,900 円	

			の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	160,600円
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法がその他のもの	モデル建物法によるもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの	1件	135,100円
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	176,200円

			<u>のもの</u>			
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	1件	211,600円	
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	1件	248,100円	
			<u>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1件	321,100円	
		<u>その他</u>	<u>書面の交付を受けようとする</u>	1件	299,500円	

			る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの			
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	368,700円	
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	435,700円	
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分	1件	496,900円	

				の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの							
				書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	619,500円					
10	法第36条第1項の規定による認定の申請に対する審査	認定の申請をしようとする建築物が非住宅建築物	認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円					
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	30,700円					
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	1件	91,600円					
6	法第36条第1項の規定による認定の申請に対する審査	ア 非住宅建築物	認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この表において「消費性能基準」という。)に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円					
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	30,700円					
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	1件	91,600円					

				5,000 平方メートル未満のもの						5,000 平方メートル未満のもの			
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	1 件	144,900 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	1 件	144,900 円	
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	1 件	182,900 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	1 件	182,900 円	
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000 平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	1 件	228,600 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000 平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	1 件	228,600 円	
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000 平方メートル以上	1 件	319,900 円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000 平方メートル以上	1 件	319,900 円	
		認定に係る評	モデル建物法	認定の申請に係る部分の床	1 件	99,200 円			認定に係る評	モデル建物法	認定の申請に係る部分の床	1 件	99,200 円

			価方法 がその 他のも の	による もの	面積の合計が 300 平方メー トル未満のも の				価手法 がその 他のも の	による もの	面積の合計が 300 平方メー トル未満のも の		
					認定の申請に 係る部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル以上 2,000 平方メ ートル未満の もの	1 件	166,200 円				認定の申請に 係る部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル以上 2,000 平方メ ートル未満の もの	1 件	166,200 円
					認定の申請に 係る部分の床 面積の合計が 2,000 平方メ ートル以上 5,000 平方メ ートル未満の もの	1 件	269,000 円				認定の申請に 係る部分の床 面積の合計が 2,000 平方メ ートル以上 5,000 平方メ ートル未満の もの	1 件	269,000 円
					認定の申請に 係る部分の床 面積の合計が 5,000 平方メ ートル以上 10,000 平方メ ートル未満の もの	1 件	351,100 円				認定の申請に 係る部分の床 面積の合計が 5,000 平方メ ートル以上 10,000 平方メ ートル未満の もの	1 件	351,100 円
					認定の申請に 係る部分の床 面積の合計が 10,000 平方メ ートル以上 25,000 平方メ	1 件	421,900 円				認定の申請に 係る部分の床 面積の合計が 10,000 平方メ ートル以上 25,000 平方メ	1 件	421,900 円

				一ト未満のもの						一ト未満のもの		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	495,000円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	495,000円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上	1件	641,100円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上	1件	641,100円
			その他	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	259,000円			その他	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	259,000円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	418,900円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	418,900円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	1件	597,700円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	1件	597,700円

	申請をしようとする建築物が一户建ての住宅	性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの				戸建ての住宅	性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの					
		認定に係る評価方法がその他のもの	仕様基準によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件		20,100円	認定に係る評価手法がその他のもの	仕様基準によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	20,100円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件		21,600円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件	21,600円
			その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件		39,100円		その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	39,100円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件	43,700円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件	43,700円		
認定の申請をしようとする建築物	認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のも	1件	11,000円	ウ 共同住宅等	認定に係る評価手法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のも	1件	11,000円			

が共同住宅等	めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	の 認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	23,100円		めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	の 認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	23,100円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	51,300円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	51,300円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	91,600円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	91,600円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	147,200円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	147,200円
		認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件	222,500円			認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件	222,500円

				<u>もの</u>						<u>もの</u>			
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	177,600円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	177,600円	
				<u>もの</u>						<u>もの</u>			
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	326,000円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	326,000円	
				<u>もの</u>						<u>もの</u>			
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	551,300円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	551,300円	
				<u>もの</u>						<u>もの</u>			
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	966,800円				認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	966,800円	
			<u>その他のもの</u>	認定の申請に係る部分の床面積の合計が	1件	78,700円				<u>その他のもの</u>	認定の申請に係る部分の床面積の合計が	1件	78,700円

				300 平方メートル未満のもの							300 平方メートル未満のもの		
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	1 件	131,200 円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	1 件	131,200 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	1 件	223,300 円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	1 件	223,300 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	1 件	319,900 円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	1 件	319,900 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	1 件	629,700 円					認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	1 件	629,700 円

					もの		
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	1,113,700円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	2,046,600円

					もの		
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	1,113,700円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	2,046,600円

11 省略

7 省略

備考

- この表の1の項において「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合においては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- この表の1の項、2の項及び10の項において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第1条第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。
- この表の1の項から3の項まで及び7の項から10の項までにおいて、床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。
- この表の3の項において「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第31条第1項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合においては、当該増加に係る建築物の部分の床面積

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 非住宅建築物 人の居住の用のみに供する建築物(共用部を含む)(以下この表において「住宅」という。)以外の用途のみに供する建築物をいう。
 - 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
 - 登録住宅性能評価機関等 それぞれ次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - 非住宅建築物又は住宅の部分及び非住宅建築物の部分に有する建築物(以下この表において「複合建築物」という。)に係る認定の場合 登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。)
 - 住宅又は複合建築物の住宅の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)又は登録建築物調査機関
- この表の1の項(同表の5の項において同じ。)において「モデル建物法

の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

5 この表の 3 の項及び 7 の項から 10 の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。)

(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。)

(3) 複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この表において同じ。)に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

6 この表の 3 の項及び 7 の項から 9 の項までにおいて「モデル建物法」とは、省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。

7 この表の 3 の項及び 7 の項から 10 の項までにおいて、申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、同項の非住宅建築物の金額の欄に定める金額に、同項の一戸建ての住宅又は同項の共同住宅等の金額の欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同項中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。

8 この表の 5 の項に定める金額は、認定の申請ごとに 3,300 円を加えた額とする。

9 この表の 10 の項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 法第 12 条第 6 項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証(以下この表において「検査済証」という。)

によるもの」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。(以下この表において「省令」という。))第 8 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価したものをいう。

3 この表の 6 項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) モデル建物法によるもの 省令第 1 条第 1 号ロに定める基準により評価したものをいう。

(2) 仕様基準によるもの 申請しようとする建築物のうち住宅部分全てを、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成 28 年度国土交通省告示第 266 号)により評価したものをいう。

(3) 建設住宅性能評価書 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書をいう。

4 この表の 1 の項(同表の 5 の項及び 6 の項において同じ。)において、床面積の算定方法は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。

5 この表の 1 の項(同表の 5 の項及び 6 の項において同じ。)において、申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、同表のア非住宅建築物の金額の欄に定める金額に、同表イ一戸建ての住宅又は同表ウ共同住宅等の金額の欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。

6 この表の 3 の項に定める金額は、認定の申請ごとに 3,300 円を加えた額とする。

7 この表の 5 の項に定める金額は、直前の認定と認定に係る評価手法が同一の場合の変更の額であり、認定に係る評価手法の変更に係る場合は表の 1 の項に定める額とする。

イ 規則第 25 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 43 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

(2) 「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書をいう。

(3) 「仕様基準」とは、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成 28 年国土交通省告示第 266 号)に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。

別表第 17～別表第 19 省略

附表 1～附表 3 省略

別表第 17～別表第 19 省略

附表 1～附表 3 省略